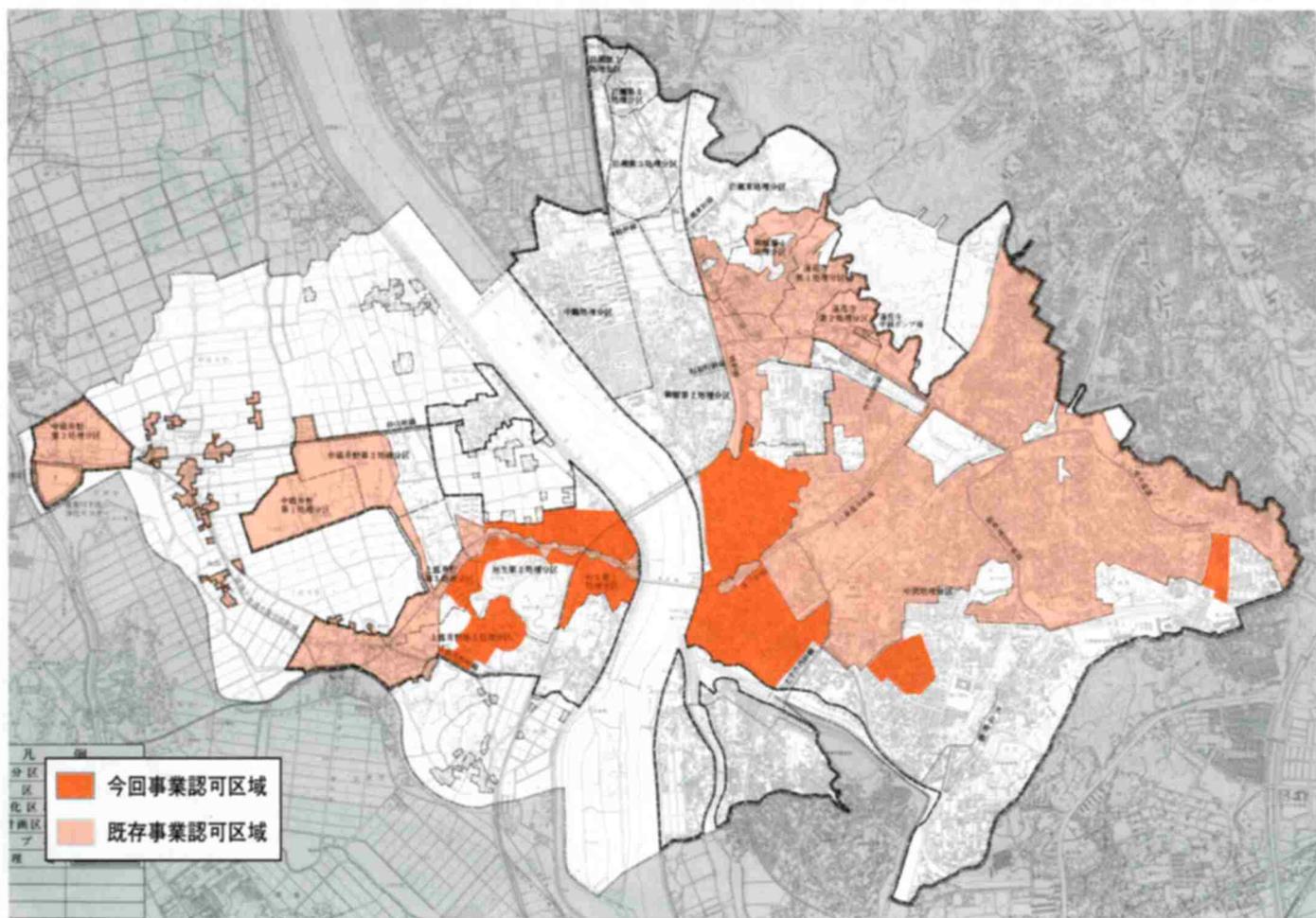


公共下水道事業の認可区域が拡大されました



中間市遠賀川下流流域関連公共下水道事業の変更認可申請について、福岡県知事より平成14年12月18日付で認可されました。

今回認可拡大された地区は次のとおりです。

中間市大字垣生字松ノ木、字寺ノ下、字向ノ山の各字の全部。通谷五丁目、小田ヶ浦二丁目、大字垣生字城丸、字八幡谷、字濱、字舟津、字

小山、字八ツ廣、字宮ノ前、字高坪、字白塔、大字上底井野字中ノ谷、字正應寺、大字下大隈字村前、字西田の各字の一部

※詳細を知りたい人には、資料をお見せします。

●縦覧場所 下水道課（市役所別館3階）

■下水道事業に関するお問い合わせは…
下水道課 ☎ (246) 6256

ただ今建設進行中

遠賀橋の架替工事

従来の遠賀橋の老朽化に伴い、平成16年秋の全面開通を目指して、着々と工事が進められている「新遠賀橋（仮称）」。

日々、目にするその姿に、完成を心待ちにしている人も多いのではないのでしょうか。

今回は、周辺道路を含めて、工事の予定などをお知らせします。

橋が結びつけた 二つのまち

大正8年（1919）、中間市の川西と川東を結ぶ木製の橋が、遠賀川に初めて架かりました。

当時は、底井野村と長津村という二つの村に分かれており、渡し舟しか間を行き来する手段がない時代に誕生した、待望の橋でした。

底井野村と中間町（大正11年・町制施行で長津村が長津町に。大正13年・長津町が中間町に改称）の合併話が持ち上がったのは、大正15年（1

926）のことです。

行財政基盤の確立と自治能力の強化という、時代の要請があったのはもちろんのことですが、木橋が人や物の交流を促進し、両町村の住民の心に一体感を生み出したのも、大きな要因の一つでしょう。

両町村の合併が成ったのは昭和7年（1932）。橋が結びつけた合併といえるかもしれません。

木橋は、合併の前年の昭和6年に、コンクリート製の橋に架け替えられます。これが、みなさんご存じの現在の遠賀橋です。



市役所前の県道の 拡幅工事が始まります

新遠賀橋の取付道路となる、市役所前の県道の拡幅工事と、市庁舎側に迂回する仮設道路の設置工事が、4月から開始されます。

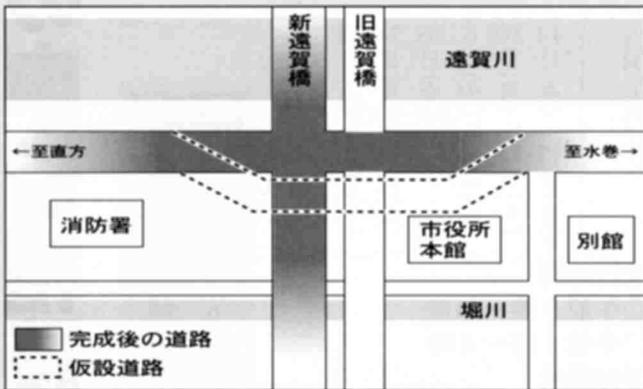
また、それに伴い、2月には仮設道路設置のために、市役所前の歩道部分の施設撤去作業が行われます。

県道拡幅工事の完成まで、市民のみなさんにはたいへんご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、工事期間中は、工事の騒音などで市役所代表電話の声が聞こえにくくなる可能性がありますので、できるだけ各課直通電話におかけくださいますようお願いいたします。

中間市役所ダイヤル直通番号表が必要な人は、庁舎本館1階の案内窓口で、お渡ししています。

●問合先 中間市財政課 ☎(246)6236

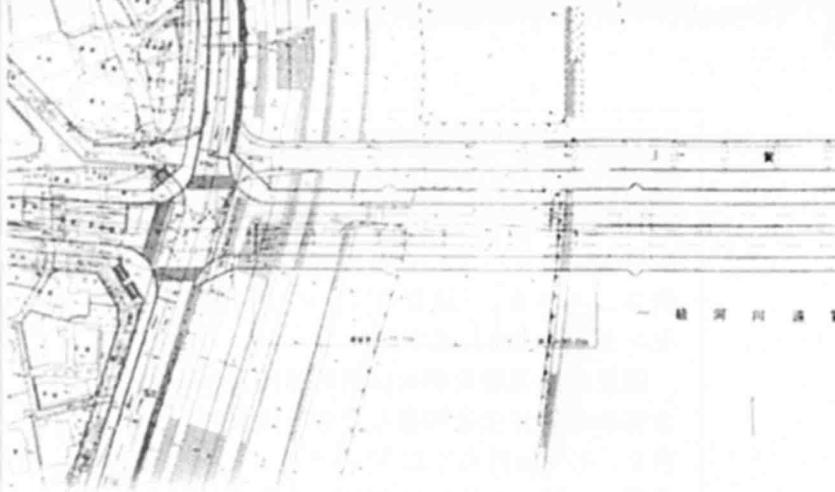


市役所前道路拡幅工事の工程 (予定)

- 平成15年2月～ 市役所前歩道の施設撤去
- 4月～6月 仮設道路築造
- 7月～平成16年5月 本線築造 (6月開通)
- (平成15年9月～ 新橋暫定供用)
- (平成15年10月～ 旧橋落橋)
- 平成16年秋 全面竣工

※工程は予定ですので、変更になる場合があります。

●問合先 福岡県北九州土木事務所建設課1係
☎(691)2767
中間市都市計画課 ☎(246)6261



老朽化した橋を 最新の技術で架け替え

遠賀橋は、都市計画道路としての主要地方道中間宮田線の一部です。本道は、工場立地の進む宮田町と市街地化している中間市、北九州市を結ぶ幹線道路となっています。しかし、遠賀橋の竣工から70年余りを経過し、老朽化が進んだことから、増加する一方の自動車交通量に対する、構造的な不安があるのも事実でした。また、周辺道路は小学校の通学路になっており、歩道が狭小なことから危険性を指摘されていました。

平成9年、遠賀橋の架替工事が始まりました。片側2車線(一部1車線)、出口に直進、右折レーンを備え、周辺道路も含めて歩車道の安全整備を図った、最新の橋として生まれ変わります。

遠賀川下流域には、ほかに、直方市で今年完成予定の「菜の花大橋」や、平成14年に高架橋が追加され片側2車線となった水巻と遠賀を結ぶ「御牧大橋」、平成14年に完成した芦屋町河口堰の「なみかけ大橋」など、新しい橋が架かっており、両岸を結ぶ新たなネットワークとして重要な役目を果たしています。



新遠賀橋の完成予想図



遠賀川河口堰のなみかけ大橋



4車線となった御牧大橋



直方に建設中の菜の花大橋

所得税・贈与税の申告相談

今年も確定申告の時期がきました。

●贈与税の申告は

2月3日(月)から

●所得税の申告は

2月17日(月)から

それぞれ始まります。

申告受付は、いずれも3月17日(月)までです。税務署へ申告書を提出してください。

事業所得、不動産所得などの申告は、中間市役所での申告相談日に受け付けています。申告期間中は大変混雑し、毎年ご迷惑をおかけしています。申告内容によっては、直接、

税務署で申告する方が早い場合があります。

申告は、できるだけ早めに済ませましょう。

問合先

税務課市民税係
☎(246)6238

申告相談日時・場所

関	譲渡所得	所得	区
係	2月18日(火)・3月6日(木)	3月3日(月)・4日(火)・6日(木) 7日(金)・10日(月)・11日(火) 13日(木)・14日(金)・17日(月)	分
		2月17日(月)・18日(火)・20日(木) 21日(金)・24日(月)・25日(火) 27日(木)・28日(金)	月
			日

▼2月19日(水)・2月26日(水)・3月5日(水)・3月12日(水)

※次の4日間は、中間市役所での申告相談の受付はできませんので、直接若松税務署へ申告してください。

●受付時間
○午前9時～11時
○午後1時～4時

●受付場所
市役所3階・第2、3会議室

所得税の還付申告は…

例年受け付けている所得税の還付申告は、本年も、「遠賀コミュニティーセンター」で行います。

国民健康保険税納税証明書や国民年金保険料納付額証明書などの控除証明書を、必ずお持ちください。

●期間 1月30日(木)～2月7日(金)

※土曜・日曜日、2月5日(水)は休みです。

●受付時間 午前9時30分～11時30分
午後1時～3時30分

●場所 遠賀コミュニティーセンター ☎(293)6525

案内



- ①離婚
- ②未婚(母が婚姻によらないで出産した子で認知、未認知にかかわらず該当)
- ③遺棄(一年以上、父親が同居せず、生活費の仕送りや電話、手紙などの連絡、交流が一切ない状態)
- ④父の拘禁(未決拘留期間も含めて、一年以上経過していること)
- ⑤父の生死不明

- ①身体障害(身体障害者手帳1、2級程度)
 - ②精神障害(強度のてんかんなど、療育手帳A、Bの程度)
 - ③内科的疾患(主に結核症、呼吸器や心臓の機能障害、肝臓・腎臓・血液疾患などで、長期にわたる安静や日常生活に著しい制限を加える必要がある状態)
- ※所得制限があります。
※対象児童が施設入所の場合は申請できません。

ご存じですか? 児童扶養手当・特別児童扶養手当

問合先 社会福祉課社会係 ☎(246)6248

児童扶養手当

母子家庭の人で児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある人・障害児については20歳未満)を養育している母、および父親の身体に重い障害がある家庭の母または養育者を対象に支給されます。



特別児童扶養手当

20歳未満で、精神または身体に障害のある子どもを扶養している父または養育者を対象に支給されます。

◆主な該当理由

- ①離婚
- ②未婚(母が婚姻によらないで出産した子で認知、未認知にかかわらず該当)
- ③遺棄(一年以上、父親が同居せず、生活費の仕送りや電話、手紙などの連絡、交流が一切ない状態)
- ④父の拘禁(未決拘留期間も含めて、一年以上経過していること)
- ⑤父の生死不明

「お済みでしょうか」 償却資産の申告

償却資産とは、個人や法人で工場や商店などを経営している人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業のために用いている構築物、機械、器具・備品などで減価償却の対象となるものをいいます。

償却資産は、土地や家屋と同じように、固定資産税の課税対象となります。

償却資産の申告は、前年と比べて資産に異動のない場合でも、その旨提出していただくことになっていきますので、提出期限までに申告をお願いします。

まだ申告していない人で、申告書を紛失・破損した人や、申告書が手元に届いていない人は、税務課資産税係までご連絡ください。

また、すでに申告し、その内容に変更のある人は、修正申告をしてください。

●提出期限 1月31日(金)

●問合せ 税務課資産税係
☎(246)6274

「介護保険事業計画の」 出前説明会を開催

介護保険課では、平成15年度から17年度までの介護保険事業計画を作成しています。

この計画の内容について、説明希望のある町内会を対象に、出前説明会を今年の2月

に計画しています。

説明会を希望する人は、各町内会長を通じて、介護保険課にお申し込みください。
※詳しくは、お問い合わせください。

●問合せ 介護保険課
☎(246)6243

「恩給欠格者、引揚者に、 総理大臣名の書状を贈呈

恩給欠格者、引揚者のみなさんに慰藉の念を示すため、内閣総理大臣名の書状などを贈呈しています。

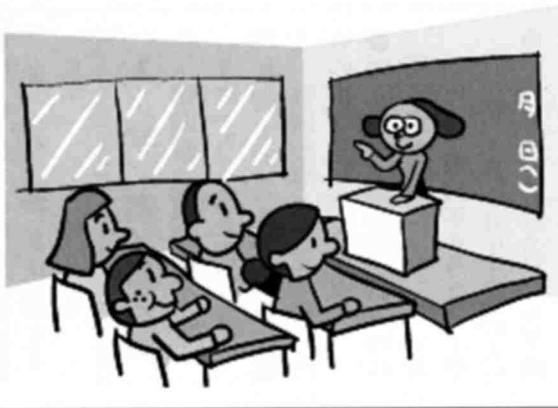
引揚者からの請求期限は、平成15年3月31日となっています。
※請求書類は、社会福祉課(市役所1階)に用意してあります。

学童保育所入所案内

共働き世帯などの小学1~3年生を対象に、学童保育を行っています。利用を希望する家庭は、各学童保育所にお問い合わせください。

●問合せ先

- 北学童保育所…岩瀬三丁目2-2
☎(246)2645
- 東学童保育所…中尾四丁目2-1
☎(244)2690
- 池田学童保育所…池田一丁目21-1
☎(245)3432
- 南学童保育クラブ…通谷五丁目14-1
☎(245)4517
- 砂山学童保育クラブ…砂山6組
☎(246)5152
- 中間保育園学童保育クラブ…長津二丁目22-14
☎(246)1023
- 深坂保育園学童保育クラブ…七重町18-5
☎(244)7670



障害者雇用促進面談会

厳しい雇用情勢のなか、障害のある人の就業機会拡大のため、企業の人事担当者や障害者が直接面談できる「障害者雇用促進面談会」が開催されます。

●日時 2月20日(木)・午後1時~4時
●場所 博多サンヒルズホテル(福岡市博多区吉塚本町13-55)

※参加は無料です。
●問合せ 八幡公共職業安定所☎(622)5566

「高齢者の交通事故をなくそう」 交通安全教室を開催

昨年、中間市での交通事故発生件数は、11月末現在で356件となっており、前年より27件も増加しています。特に、高齢者の交通事故が多くなっています。

交通安全について、改めて考えてみませんか。交通事故に遭わないようにするために、ぜひ、ご参加ください。

どなたでも参加できます。

●日時 2月10日(月)・午後1時30分
●場所 なかまハーモニホール・小ホール

●内容 折尾警察署による交通安全講話、交通安全ビデオの上映など

●入場料 無料
●問合せ 中間市シルバー人材センター☎(246)4528

福岡県立遠賀病院、 臨時看護師を募集

福岡県では、県立病院に平成15年4月から1年間勤務する、臨時の看護師を募集しています。

●応募資格 看護師、準看護師のいずれかの免許を保有し、平成15年4月1日現在で満59歳以下の人

●賃金 夜勤を前提とした正規職員に準じた給料(期末勤勉手当、退職手当などの諸手当あり)

●応募方法 履歴書および免許証(写し)を郵送または直接お持ちください

●応募締切 2月7日(金)
●試験日 2月16日(日)

※小論文と面接の試験。
●申込・問合せ 福岡県立遠賀病院(〒811-4204岡垣町大字手野14)

☎(282)0181

勤労青少年ホーム受講生募集

つつんで・つつんで ラッピング講座

- とき 2月6日、13日、20日(毎週木曜日)・午後7時～9時
- ところ 勤労青少年ホーム
- 対象 30歳未満の勤労青少年
- 定員 15人
- 受講料 無料(材料代1回500円)

簡単なイタリア料理

- とき 2月5日、12日、19日、26日、3月5日(毎週水曜日)・午後7時～9時
- ところ 勤労青少年ホーム
- 受講料 無料(材料代1回500円)
- 対象者 30歳未満の勤労青少年
- 定員 10人

いずれも

※定員に満たないときは、30歳以上も申し込みできます。

●申込・問合せ先

勤労青少年ホーム ☎(245)3511



初謡会を行います
・中門市謡曲連盟、謡曲、仕舞、狂言の合同初謡会を行います。みなさんのご来場を、お待ちしております。

日本舞踊公演開催

・中門市邦舞連盟、

藤間流と英流の競演。華麗な伝統舞踊を、ぜひご覧ください。

- 日時 2月9日(日)・午前11時開場、正午開演
- 場所 なかまハーモニーホール・大ホール
- チケット 3,000円(なかまハーモニーホールで販売しています)

- 日時 2月2日(日)・午前9時～午後5時
- 場所 中央公民館・講堂
- 問合せ先 中門市謡曲連盟理事長 柴田宅 ☎(245)2064

入/学/者/募/集

・福岡県立直方聾学校、

3歳から5歳までの幼児に、幼稚園と同じ教育内容に加え、言語指導と聴覚活用のための指導を行っています。

●対象者 聴覚障害のために聞こえや言葉に困っている幼児(平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの人) ※平成9年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人の編入学も認めます。

●募集期間 1月27日(月)～2月7日(金)・平日の午前9時～午後4時

●志願手続 所定の入学願書に必要事項を記入し、募集期間内に提出してください

●就学奨励費 国では、就学奨励のため、家庭の所得額に応じて次の補助金の全額または一部を支給しています

○通学に要する交通費(付き添い交通費を含む)

○学校給食費

○学用品購入費

●申込・問合せ先 福岡県立直方聾学校(〒822-0000) 1直方市感田346-1) ☎0949(26)5351

●問合せ先 中門市邦舞連盟 英聖規宅 ☎(244)4464

国民年金

20歳になったら国民年金に加入しましょう

市民課 年金係 ☎(246)6240

「国民年金」は、年をとったり、病気やケガなどで収入がとたえても、だれもが安定した生活を送れるように、社会全体で支えあう制度です。日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、原則として全員加入しなければなりません。職業などにより、3種類の被保険者種別があり、保険料の納め方が異なります。

第1号被保険者

20歳以上60歳未満の日本国内に住んでいる農業、自営業、学生、無職の人など。

平成14年度の保険料は1ヵ月13,300円です。口座振替などにより個人で納めます。希望する人は、付加保険料(1ヵ月400円)を納めることができます。

第2号被保険者

会社員や公務員など。職場の年金制度(厚生年金保険・共済組合)に加入しますが、同時に国民年金に加入していることとなります。(原則65歳未満の人)

厚生年金保険、共済組合の保険料は、給料から天引きされていますので、国民年金保険料として、別に納める必要はありません。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人。

保険料を本人や配偶者が直接負担することはありません。配偶者の加入する年金制度全体で負担します。ただし、配偶者の勤める事業所を経由して、第3号被保険者該当届の提出が必要です。

件数	12月	累計
建物火災	2件	27件
林野火災	1件	17件
車両火災	0件	4件
その他火災	1件	4件
	0件	2件

件数	11月	累計
死者	35件	356件
負傷者	0人	2人
	51人	450人

12月の住民基本台帳から

のうごき

■人口	48,809人 (-69)
男	22,944人 (-45)
女	25,865人 (-24)
■世帯数	19,301世帯 (-3)
() 内は前月比	
■出生	22人 ■死亡 42人
■転入	111人 ■転出 160人

「受講生を募集」あすばる女性史講座

女性史の研究のこと、ちょっと学んでみませんか。

●日時・内容
○2月8日(土)：「イギリス・フランスの女性史」
○2月11日(祝)：「北欧・ロシアの女性史」

2月の祝日などに伴うごみの振替日

2月11日の第2火曜日ビン・カン収集地区は、2月14日(金)に振替えます。
※もえるごみは、祝日のため収集は行いません。

●問合せ先 環境生活課
☎(246)6265

「まちづくりシンポジウムinなかま」を開催

九州電力株式会社と財団法人九州経済調査協会では、中間市の後援で「共生と協働で人にやさしいまちづくり」をテーマに、シンポジウムを開催します。(参加無料)

●日時 2月13日(木)・午後1時30分～4時30分
●場所 なかまハーモニーホール

- 対談「人づくり」
- 仰木 彬 (前オリックス監督)
 - 林田スマ (大野城まどかびあ男女共同推進センター所長)
- パネルディスカッション「次代のまちづくり「市町村合併・福祉・遠賀川(環境)との共生」」
- 林田スマ (大野城まどかびあ男女共同推進センター所長)
 - 鳥丸 聡 (九州経済調査協会部長)
 - 青木 茂 (青木茂建設工房社長)
 - 大島忠義 (中間市長)
- 問合せ先 企画課企画係 ☎(246)6234

アの女性史」
○2月16日(日)：「映画に観るアメリカの女性史」
○2月22日(土)：「アジアの女性史」いのちを産み・育てる女たち」
○3月8日(土)：「ドイツの女性史」
いずれも、午後1時30分～3時30分

●場所 クローバープラザ
●定員 70人
●託児 有り(要予約)
●受講料 無料
●申込方法 電話、ファックス、Eメールで申し込みください
●申込・問合せ先 福岡県女性総合センター「あすばる」事業課(〒816-0804 春日市原町三丁目1-7・クローバープラザ内)

住宅金融公庫は、平成14年12月24日から、「新特例(住宅ローン返済困難者対策)」を拡充しました。

不況による倒産・リストラで失業や収入減少となり、公庫融資の返済が苦しくなった場合、返済期間を最長15年間延長できるなど、返済方法を変更しています。

※詳しくは、お問い合わせください。

●問合せ先 住宅金融公庫福岡支店 ☎092(722)5011

国民健康保険

健康増進課 国保医療係 ☎(246)6246

シリーズ 117

平成15年度から国民健康保険税の算定方法が変わります

今回の改正は、医療制度改革により、地方税法が一部改正されたことに伴うもので、国民健康保険税算定での所得控除額を見直し、住民税の課税ベースとの整合性を図るものです。

改正内容：

- 1、公的年金等特別控除の廃止
年齢65歳以上の人で公的年金などを有する場合、その公的年金などから控除されていた特別控除(17万円)が廃止されます。
- 2、給与所得特別控除の廃止
給与所得について、控除されていた特別控除(給与収入金額の5%・上限2万円)が廃止されます。
- 3、青色事業専従者給与、事業専従者控除の適用
住民税では、自営業者などの専従者に対する給与分は、営業等所得からの控除が認められていますが、国民健康保険税の所得算定では、
- 4、長期譲渡所得等の特別控除の適用
国民健康保険税では、土地・家屋などの譲渡所得の特別控除は認められていませんでした。

15年度からは、国民健康保険税にもこの特別控除が認められます。

※なお、軽減判定所得については、今までのとおりです。

●問合せ先 税務課市民税係 ☎(246)6238

2月の行事予定

2月の納税

- 固定資産税(4期)
- 国民健康保険税(9期)

●公共施設問合せ先●

中央公民館 ☎(246)2321	勤労青少年ホーム ☎(245)3511
東部出張所 ☎(246)1110	働く婦人の家 ☎(246)0483
市民図書館 ☎(245)4664	ハビネスなかま ☎(245)8686
歴史民俗資料館 ☎(245)4665	社会福祉協議会 ☎(244)1230
シルバー人材センター ☎(246)4528	サンクレストなかま ☎(246)4316
なかまハーモニーホール ☎(245)8000	保健センター ☎(246)1611
体育文化センター ☎(246)2800	親子広場リンク ☎(244)0742

日	曜	行事予定	家庭記入欄
1	土	○心配ごと相談(弁護士) ハビネスなかま (15:00~17:00) ○絵本読み聞かせ会 市民図書館 (13:00~14:00) ○スポーツ少年団体力テスト 体育文化センター (9:00~) ○行政相談 ハビネスなかま (15:00~17:00)	
2	日		
3	月	○市公連館長会 中央公民館 (14:00~) ○健康相談 深坂公民館 (9:30~11:30)	
4	火	○健康相談 ハビネスなかま (13:30~15:30) ○母子健康手帳交付 保健センター (受付9:30~11:30)	
5	水	○教育相談 市役所3階・教科書展示室 (9:00~16:00) ○1歳6ヵ月児健診 保健センター (受付13:15~13:45)	
6	木	○レインボー広場 ひまわり保育園・遊戯室 (10:00~15:00)	
7	金		
8	土	○こすもす保育園作品展 (8日~9日) こすもす保育園 (9:30~) ○ひまわり保育園作品展 (8日~9日) ひまわり保育園 (9:00~)	
9	日	環境美化の日	
10	月	○下水道相談 市役所別館3階・ロビー (13:00~16:00) ○わんぱく広場と育児相談 保健センター (受付9:30~10:00)	
11	火	建国記念の日	
12	水	○社会保険事務所年金相談 市役所別館地階・第1会議室 (10:00~15:00) ○特設人権相談 ハビネスなかま (13:30~15:30) ○消費生活相談 ハビネスなかま (10:00~12:00) ○税の相談 ハビネスなかま (13:30~16:00) ○4ヵ月児健診 保健センター (受付13:15~13:45)	
13	木	○まちづくりシンポジウム△なかま なかまハーモニーホール (13:30~16:30) ○交通事故相談 ハビネスなかま (10:00~15:00)	
14	金	○行政相談 ハビネスなかま (15:00~17:00) ○心配ごと相談(弁護士) ハビネスなかま (15:00~17:00)	
15	土		
16	日	○第43回中間市卓球大会 体育文化センター (9:00~)	
17	月	○確定申告受付(17日~3月17日) 市役所3階・第2、3会議室 (9:00~11:00、13:00~16:00) ○新入学児の交通安全教室 なかまハーモニーホール (10:30~12:00)	
18	火		
19	水	○教育相談 市役所3階・教科書展示室 (9:00~16:00) ○3歳児健診 保健センター (受付13:15~13:45)	
20	木		
21	金		
22	土	○心配ごと相談 ハビネスなかま (15:00~17:00)	
23	日	○第25回公民館対抗将棋大会 中央公民館 (9:30~) ○農業委員会委員選挙人名簿縦覧期間および異議申出期間(23日~3月9日) 市役所3階・選挙管理委員会事務局(土、日は警備員室)(8:30~17:00)	
24	月	○超人的ジブシーヴァイオリニスト「ラカトシュ・アンサンブル」なかまハーモニーホール(19:00~) ○わんぱく広場と育児相談 保健センター (受付9:30~10:00)	
25	火	○70歳到達者・老人医療受給者証交付 市役所別館地階・第1会議室(10:00~11:00) ○70歳到達者・老人医療受給者証交付 保健センター(14:00~15:00) ○住宅相談・鉱害相談 市役所別館2階・建築課(10:00~12:00)	
26	水	○社会保険事務所年金相談 東部出張所(10:00~15:00) ○普通救命講習会 消防署(9:00~12:00) ○7ヵ月児健診 保健センター(受付13:15~13:45)	
27	木	○子育て支援センターの子育て講座 ひまわり保育園・遊戯室(10:00~) ○母子健康手帳交付および母親学級 保健センター(14:00~16:00)	
28	金	○健康相談 保健センター(13:30~15:30)	

※ 行事予定は変更されることがありますので、ご注意ください。